

表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日まで							にじます漁業は漁場の区域の点D及びアを結んだ線から上流の区域とする。	
	5	あまご漁業		3月1日から9月30日まで								
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日まで								
	5	こい漁業		同上								
	5	ふな漁業		同上								
	5	おいかわ漁業		同上								
	5	うなぎ漁業		同上								
	5	わかさぎ漁業		同上								
	5	もくずがに漁業		同上								
	5	すっぽん漁業		同上								
	5	てながえび漁業		同上								
海 区	内水面			免許番号		内共第1号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	川辺郡猪名川町万善字鬼ヶ門132 猪名川水系漁業協同組合連合会 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		

免許番号 内共第1号

漁場の位置 川辺郡猪名川町、川西市、伊丹市、尼崎市、大阪府池田市及び豊中市地先
(猪名川本支流及び一庫ダムにより拡張された水面の区域)

漁場の区域

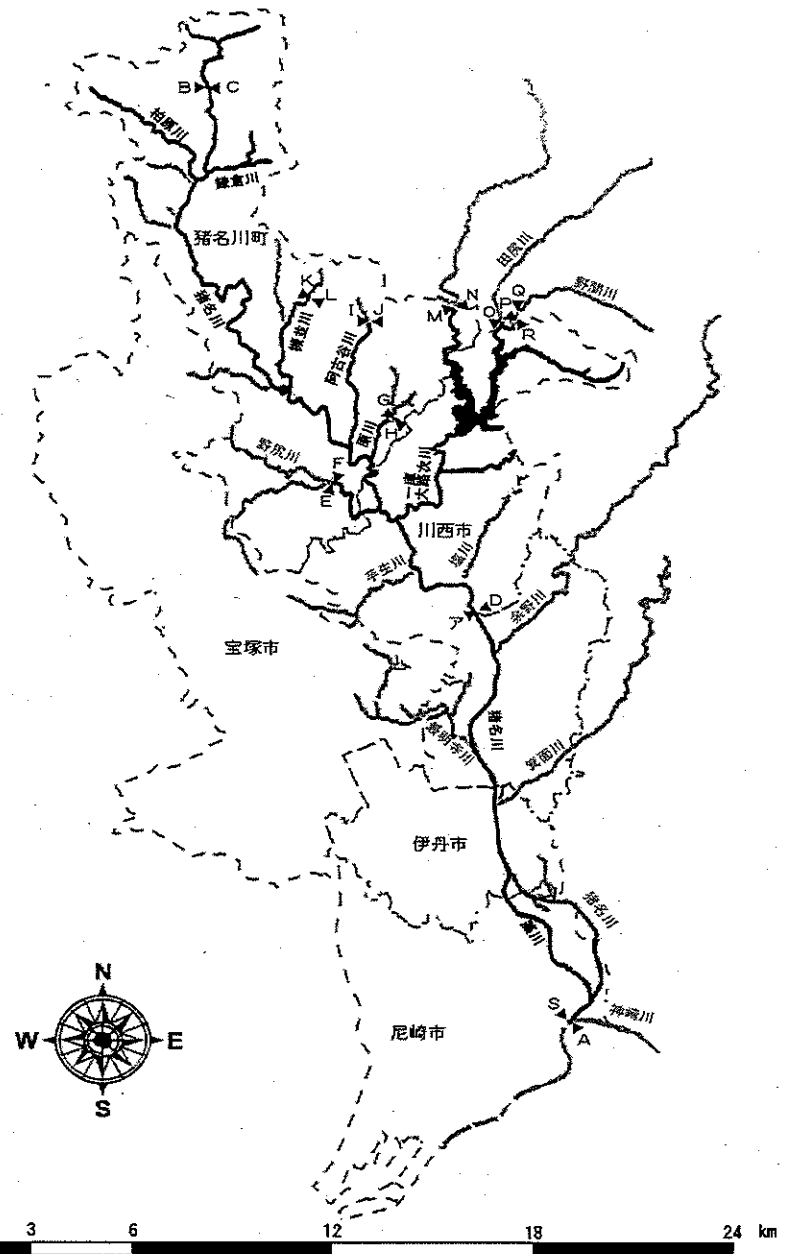
- 1 次の点A及びSを結んだ線からB及びCまでを結んだ線までの猪名川本流及び薬川の区域
- 2 次の点B及びCを結んだ線から上流の区域
- 3 鎌倉川の区域
- 4 柏原川の区域
- 5 槻並川本流の区域。ただし、次の点K及びLを結んだ線から上流の区域を除く。
- 6 阿古谷川本流の区域。ただし、次の点I及びJを結んだ線から上流の区域を除く。
- 7 原川本流の区域。ただし、次の点G及びHを結んだ線から上流の区域を除く。
- 8 野尻川本流の区域。ただし、次の点E及びFを結んだ線から上流の区域を除く。
- 9 一庫・大路次川本支流の区域と一庫ダムにより拡張された水面の区域。ただし、次の点M及びN、O及びP、Q及びRを結んだ線から上流の区域を除く。

点の位置

- A 尼崎市戸ノ内町5丁目1地先に設置された管理分界(河川管理境界)基柱
- B 川辺郡猪名川町杉生字唾ヶ平井地先(猪名川本流における1級河川指定区間右岸上流端)
- C 川辺郡猪名川町杉生字一岩地先(猪名川本流における1級河川指定区間左岸上流端)
- D 川西市矢間と大阪府池田市古江町の境界線と猪名川左岸との交点
- E 川辺郡猪名川町差組字オノ本地先(野尻川における1級河川指定区間右岸上流端)
- F 川辺郡猪名川町広根字東山地先(野尻川における1級河川指定区間左岸上流端)
- G 川辺郡猪名川町原字森脇地先の上原橋(原川における1級河川指定区間上流端)右岸下流基柱
- H 川辺郡猪名川町原字森脇地先の上原橋(原川における1級河川指定区間上流端)左岸下流基柱
- I 川辺郡猪名川町上阿古谷字宮ノ脇宮下橋(阿古谷川における1級河川指定区間上流端)右岸下流基柱
- J 川辺郡猪名川町上阿古谷字宮ノ脇宮下橋(阿古谷川における1級河川指定区間上流端)左岸下流基柱
- K 川辺郡猪名川町槻並字廣代地先(槻並川における1級河川指定区間右岸上流端)
- L 川辺郡猪名川町槻並字久保ノ奥地先(槻並川における1級河川指定区間左岸上流端)
- M 兵庫県と大阪府の境界線と一庫・大路次川右岸との交点
- N 兵庫県と大阪府の境界線と一庫・大路次川左岸との交点
- O 兵庫県と大阪府の境界線と田尻川右岸との交点
- P 兵庫県と大阪府の境界線と田尻川左岸との交点
- Q 兵庫県と大阪府の境界線と野間川右岸との交点
- R 兵庫県と大阪府の境界線と野間川左岸との交点
- S 尼崎市高田町1地先に設置された管理分界(河川管理境界)基柱
- ア Dから229度10分の線と対岸との交点

令和5年9月1日 免許

内共第1号漁場図



表示番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日まで							なし	
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日まで								
	5	ふな漁業		同上								
	5	うなぎ漁業		同上								
海 区	内水面			免許番号		内共第2号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	西宮市生瀬町2-15-13 武庫川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		

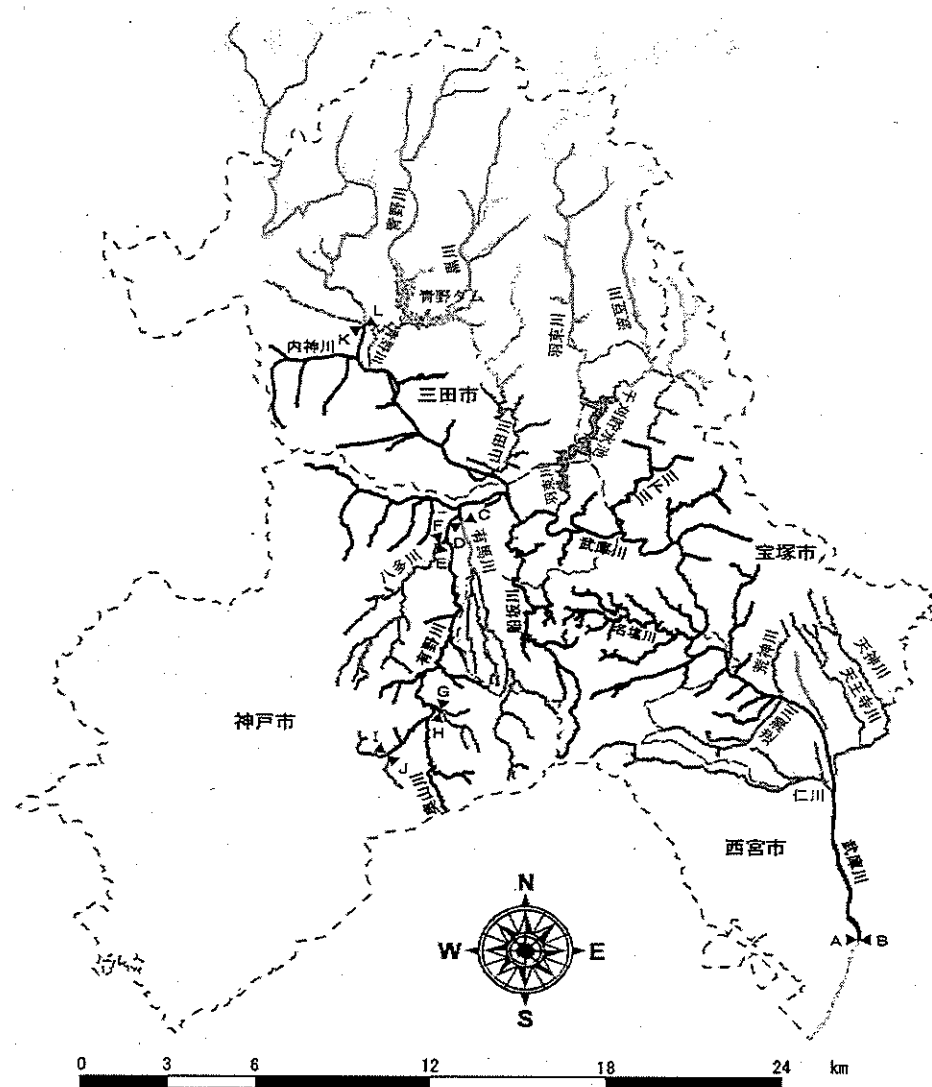
免許番号 内共第2号

漁場の位置 西宮市、宝塚市、三田市及び神戸市北区地先
(武庫川本支流)

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の武庫川
本支流の区域。ただし、背野川、山田川、羽束
川、荒神川、天王寺川、天神川、逆瀬川及び仁
川と、C及びD、E及びF、G及びH、I及び
J、K及びLを結んだ線から上流の区域を除く。

点の位置

- A 西宮市小松南町1丁目武庫川橋右岸下流基柱
- B 尼崎市大庄西町1丁目武庫川橋左岸下流基柱
- C 神戸市北区道場町塩田道場橋右岸上流基柱
- D 神戸市北区道場町塩田道場橋左岸上流基柱
- E 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁右岸下流基柱
- F 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁左岸下流基柱
- G 神戸市北区有野町唐櫃神戸電鉄水無川橋梁右岸下流基柱
- H 神戸市北区有野町唐櫃神戸電鉄水無川橋梁左岸下流基柱
- I 神戸市北区有野町唐櫃唐櫃橋左岸上流基柱
- J 神戸市北区有野町唐櫃唐櫃橋右岸上流基柱
- K 三田市広野広野橋右岸上流基柱
- L 三田市広野広野橋左岸上流基柱



令和5年9月 日 免許

内共第2号漁場図

表示番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日まで							千疋羽東川量水えん堤から 下流新大橋に至る間は陸釣 に限る。	
	5	あまご漁業		3月1日から9月30日まで								
	5	いわな漁業		同上								
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日まで								
	5	うなぎ漁業		同上								

海 区

内水面

免許番号

内共第3号

摘 要

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	三田市小柿1257-1 羽束川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		

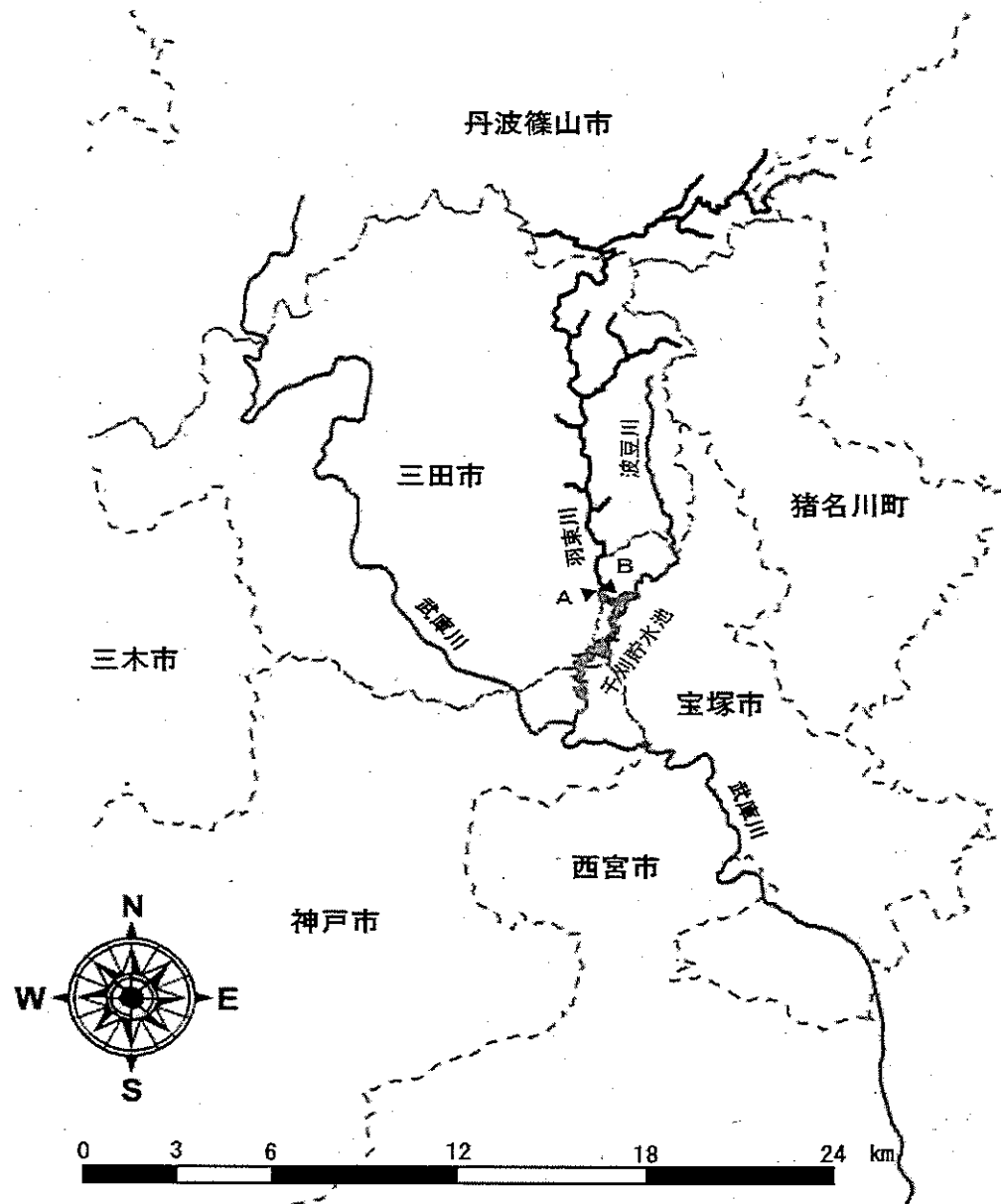
免許番号 内共第3号
漁場の位置 三田市、丹波篠山市及び宝塚市地先
(羽東川本支流)
漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の羽東川
本支流の区域。ただし、大阪府の区域を除く。

点の位置

- A 宝塚市波豆新大橋右岸下流基柱
- B 宝塚市波豆新大橋左岸下流基柱

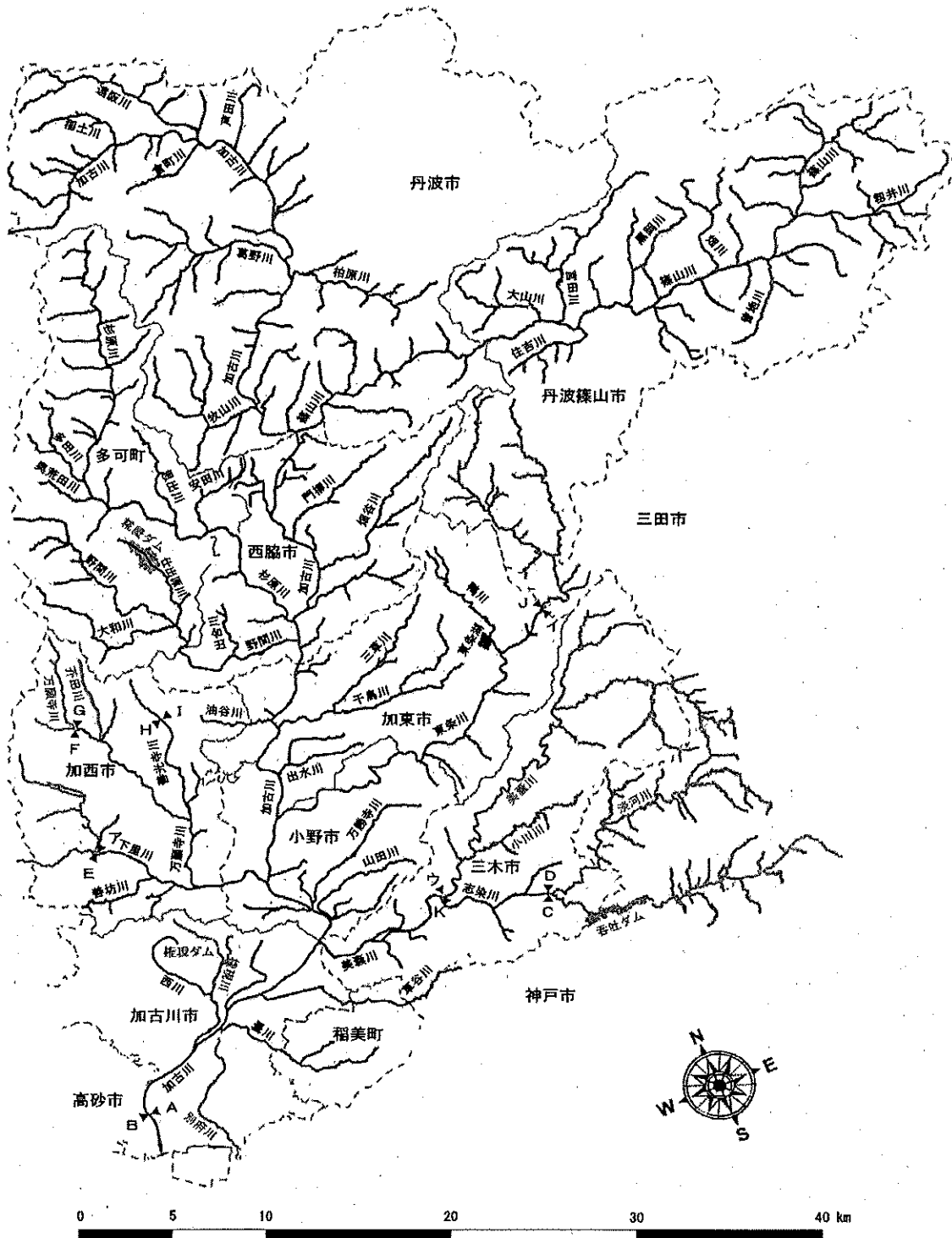
令和5年9月1日 免許

内共第3号漁場図



表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日まで ただし、斗竜灘漁場 においては5月1日か ら12月31日まで								加東市黒谷地先鴨川えん 堤上流における湖及び河川 の維持管理又は当該湖及 び河川に設置した農業用施 設の管理保全のために行な う公共事業の実施について は、正当な事由がなければ これを拒んではならない。
	5	あまご漁業		3月1日から9月30日 まで								
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日 まで								
	5	こい漁業		同上								
	5	ふな漁業		同上								
	5	おいかわ漁業		同上								
	5	うぐい漁業		同上								
	5	うなぎ漁業		同上								
	5	わかさぎ漁業		同上								
	5	もろこ漁業		同上								
	5	もくずがに漁業		同上								
海 区	内水面			免許番号		内共第4号			摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	西脇市野村町1244-1 加古川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第4号

漁場の位置 加古川市、高砂市、加古郡稲美町、小野市、加東市、三木市、多可郡、西脇市、加西市、丹波市及び丹波篠山市地先
(加古川本支流及び東条湖の区域)

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の加古川本支流の区域と東条湖の区域。ただし、C及びD、E及びア、F及びG、H及びI、J及びイ、K及びウを結んだ線から上流の区域及び芥田川並びに権現川を除く。

点の位置

A 加古川市山陽電気鉄道加古川橋梁左岸下流基柱

B 高砂市山陽電気鉄道加古川橋梁右岸下流基柱

C 三木市志染町眼鏡橋左岸下流基柱

D 三木市志染町眼鏡橋右岸下流基柱

E 加西市東長町と阿月町の境界線と万願寺川支流下里川右岸との交点

F 加西市下道山町大内橋右岸下流基柱

G 加西市下道山町大内橋左岸下流基柱

H 加西市和泉町馬橋右岸下流基柱

I 加西市和泉町馬橋左岸下流基柱

J 加東市と三田市の境界線と東条川右岸との交点

K 三木市美囊川左岸堤防と志染川右岸堤防との交点

ア Eから59度40分の線と対岸との交点(万願寺川支流下里川左岸)

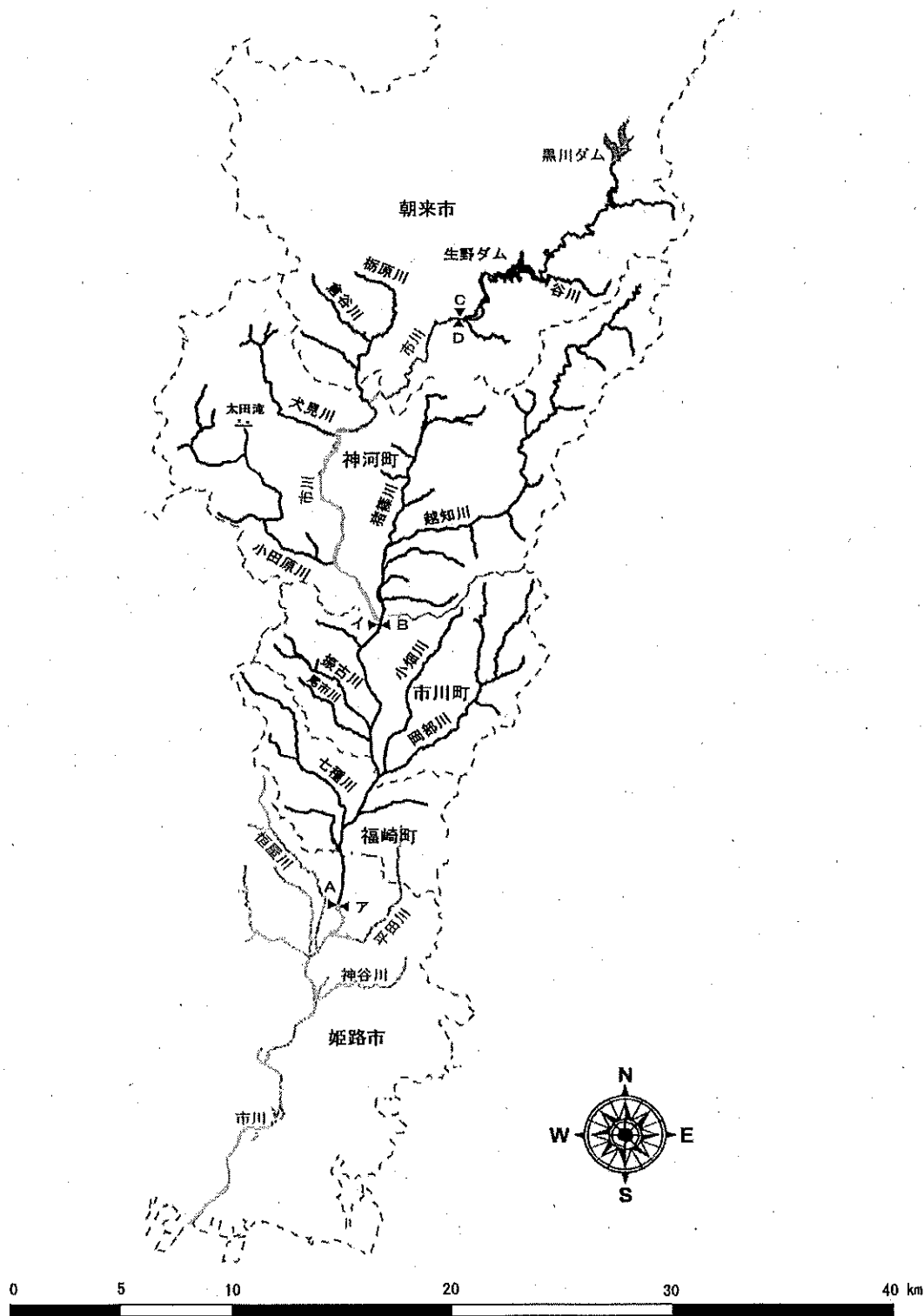
イ Jから157度30分の線と対岸との交点(東条川左岸)

ウ Kから0度の線と対岸との交点(美囊川右岸)

令和5年9月1日 免許
内共第4号漁場図

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日 日まで							あゆ漁業、あまご漁業、いわな漁業及びにじます漁業は漁場の区域の点A及びアを結んだ線から上流B及びイを結んだ線までの市川本流の区域外に限る。 生野ダムによる貯水池の維持管理のために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。
	5	あまご漁業		3月1日から9月30日 まで							
	5	いわな漁業		同上							
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日 まで							
	5	こい漁業		同上							
	5	ふな漁業		同上							
	5	うなぎ漁業		同上							
海 区		内水面			免許番号		内共第5号		摘 要		

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	<p>表記のとおり漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>	1	<p>神崎郡神河町長谷925-2 市川水系漁業協同組合連合会 のため漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>		



免許番号 内共第5号

漁場の位置 姫路市、神崎郡及び朝来市地先
(市川本支流及び生野ダムにより拡張された水面の区域)

漁場の区域 次の点A及びA'を結んだ線から上流の市川本支流の区域と生野ダムにより拡張された水面の区域。ただし、B及びB'を結んだ線から上流C及びDを結んだ線までの市川本流の区域及び黒川ダムえん堤から上流の区域並びに太田滝から上流の区域を除く。

点の位置

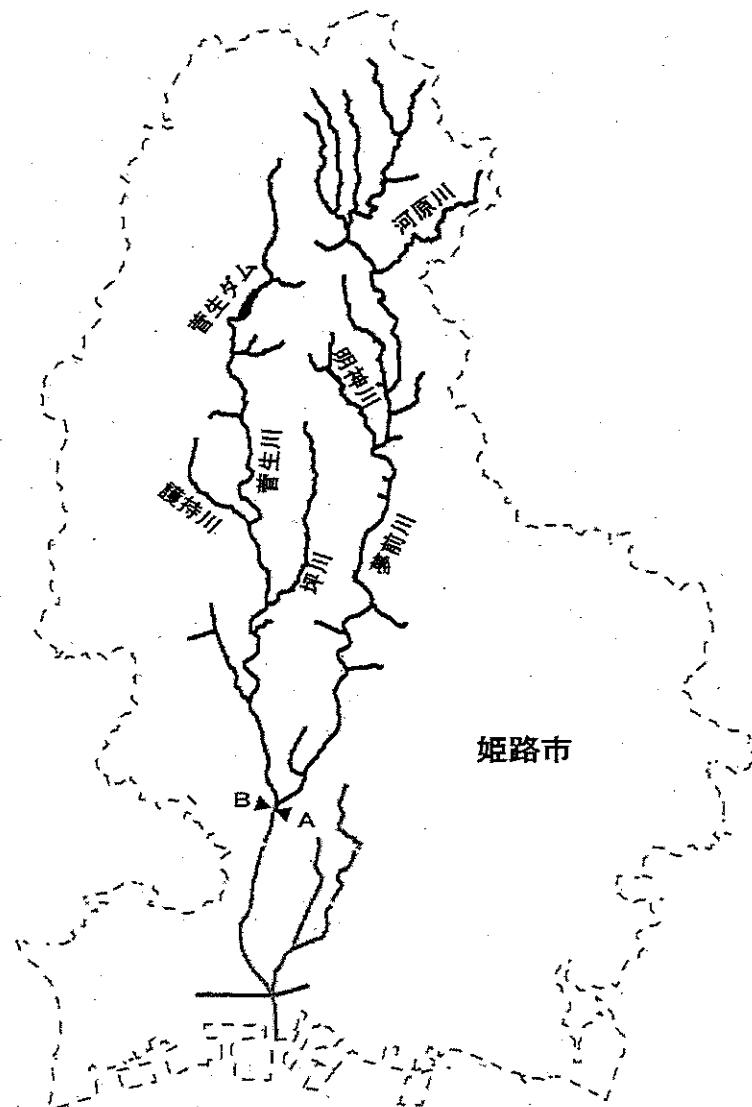
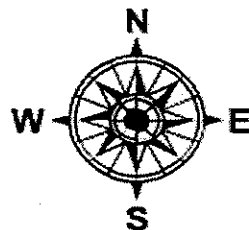
- A 姫路市香寺町恒屋川左岸堤防と市川本流堤防との交点
- B 神崎郡市川町屋形初鹿野屋形用水路樋門中央点
- C 朝来市生野町小野大橋右岸下流基柱
- D 朝来市生野町小野大橋左岸下流基柱
- A' Aから124度の線と対岸との交点(市川本流左岸)
- B' Bから229度の線と対岸との交点(市川本流右岸)

令和5年9月1日 免許

内共第5号漁場図

表示番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日 日まで								なし
	5	おいかわ漁業		1月1日から12月31日 まで								
	海 区	内水面			免許番号		内共第6号			摘 要		

表示 番号	表 示	漁業権区		漁業権区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市夢前町山之内甲60 夢前川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第6号
漁場の位置 姫路市地先
(夢前川本支流及び菅生ダムにより拡張された水面の区域)

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の夢前川本支流の区域と菅生ダムにより拡張された水面の区域

点の位置

- A 姫路市西日本旅客鉄道姫新線夢前川橋梁左岸下流基柱
- B 姫路市西日本旅客鉄道姫新線夢前川橋梁右岸下流基柱

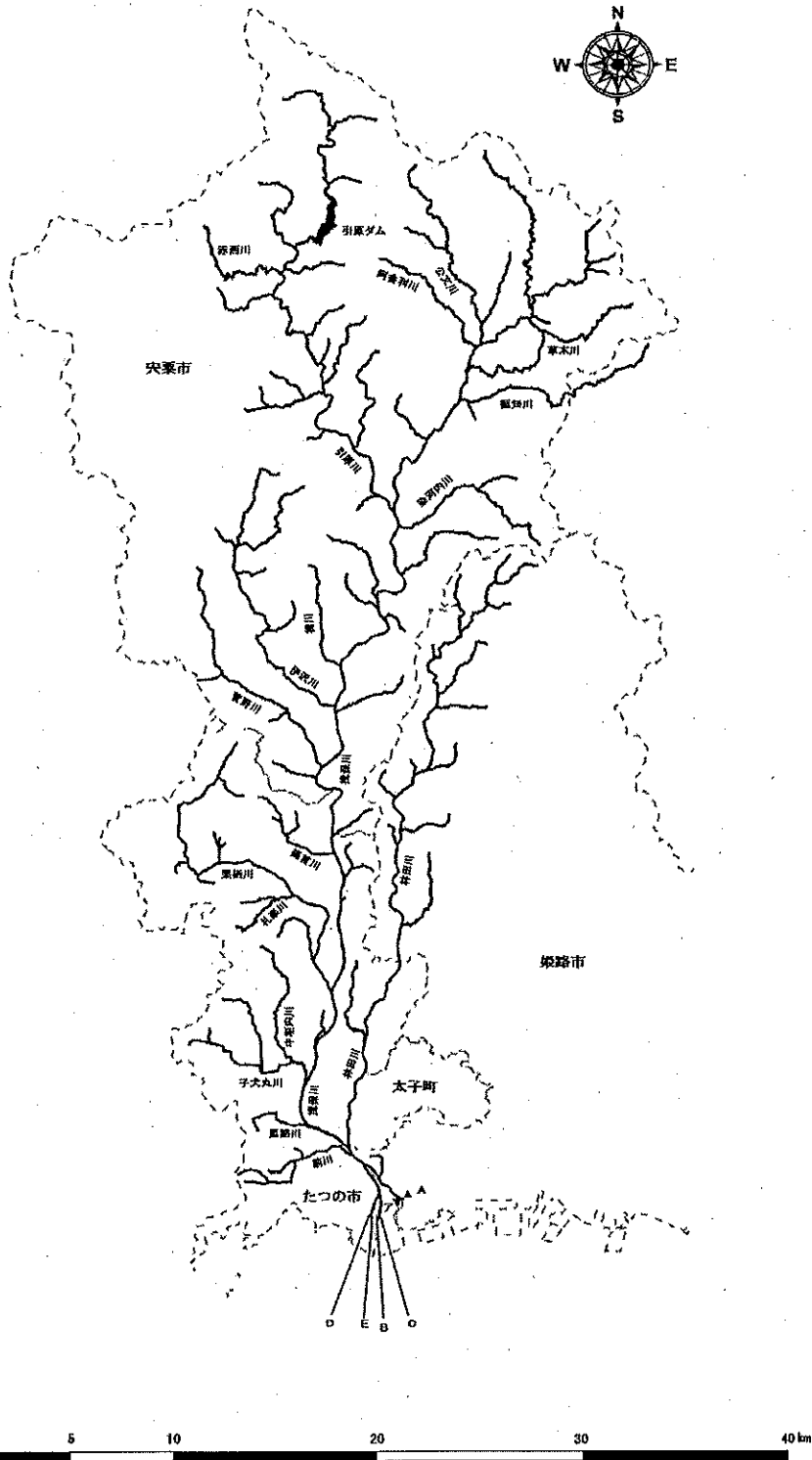
令和5年9月1日 免許

内共第6号漁場図

0 5 10 20 30 40 km

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日 日まで	5	てながえび漁業		同上		引原ダム及び安富ダムによる貯水池の維持管理のために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。	
	5	あまご漁業		3月1日から9月30日 日まで	5	すっぽん漁業		同上			
	5	さつきます漁業		同上							
	5	いwana漁業		同上							
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日 日まで							
	5	こい漁業		同上							
	5	ふな漁業		同上							
	5	おいかわ漁業		同上							
	5	うぐい漁業		同上							
	5	うなぎ漁業		同上							
	5	わかさぎ漁業		同上							
	5	よしのぼり漁業		同上							
	5	もくずがに漁業		同上							
5	ぬまえび漁業		同上								
5	すじえび漁業		同上								
海 区		内水面			免許番号		内共第7号		摘 要		

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	宍粟市山崎町五十波1013 揖保川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第7号

漁場の位置 姫路市、たつの市、揖保郡及び宍粟市地先
(揖保川本支流及び引原ダム並びに安富ダムにより拡張された水面の区域)

漁場の区域 次の点A及びA'並びにB及びC並びにD及びEを結んだ線から上流の揖保川本支流の区域と引原ダム及び安富ダムにより拡張された水面の区域

点の位置

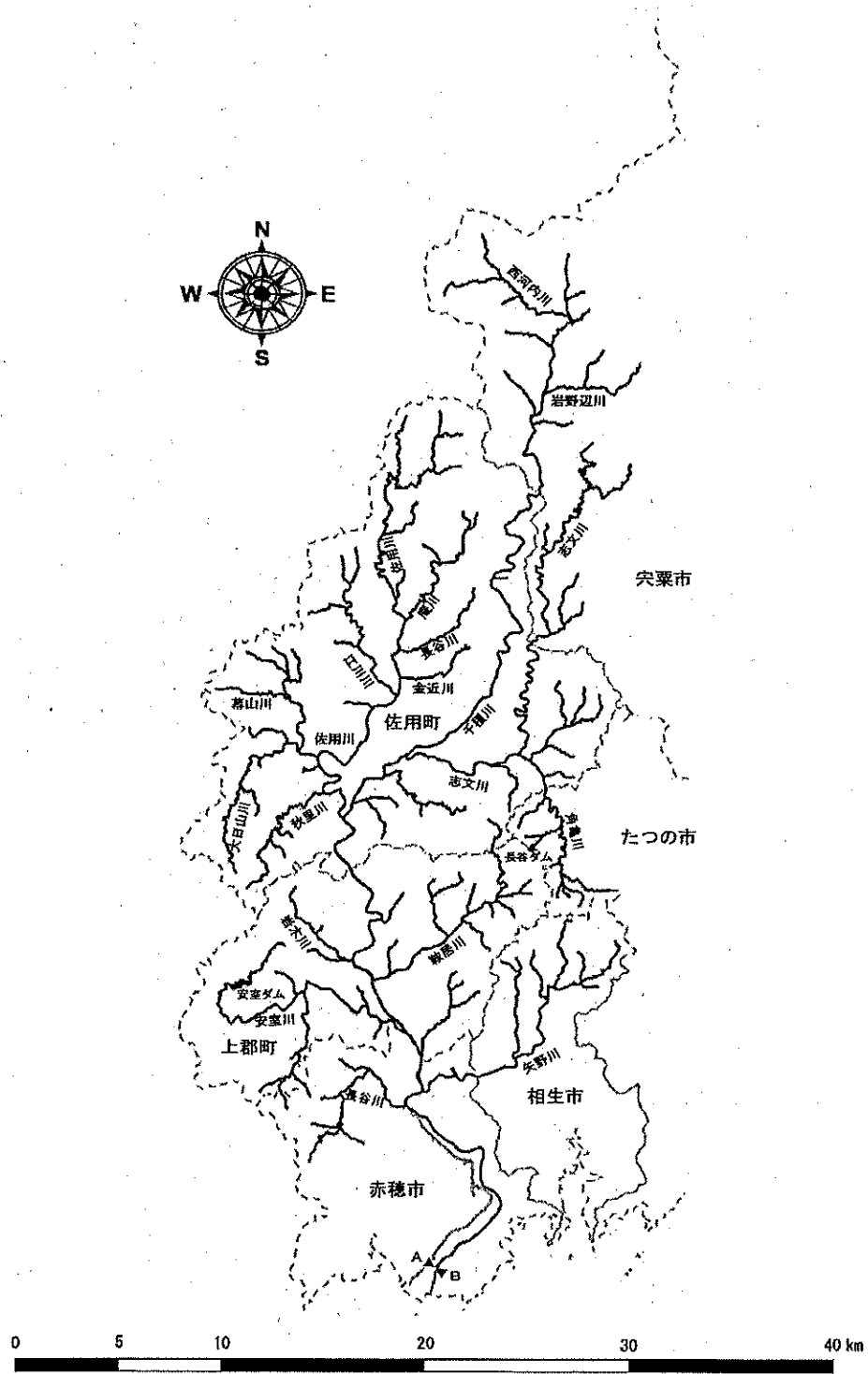
- A 姫路市網干区余子浜字堀川12番地網干水門北西角(揖保川本流と網干川との分岐点) 標柱
- B たつの市御津町中川橋右岸下流基柱
- C 姫路市網干区中川橋左岸下流基柱
- D たつの市御津町元川橋右岸下流基柱
- E たつの市御津町元川橋左岸下流基柱
- A' Aから257度の線と対岸との交点(揖保川本流右岸)

令和5年9月1日 免許

内共第7号漁場図

表示番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日まで							安室ダム及び長谷ダムによる貯水池の維持管理のために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。
	5	あまご漁業		3月1日から9月30日まで							
	5	こい漁業		1月1日から12月31日まで							
	5	ふな漁業		同上							
	5	おいかわ漁業		同上							
	5	うぐい漁業		同上							
	5	うなぎ漁業		同上							
	5	わかさぎ漁業		同上							
	5	もくずがに漁業		同上							
	5	ぬまえび漁業		同上							
	5	すじえび漁業		同上							
	5	てながえび漁業		同上							
海 区	内水面			免許番号		内共第8号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	<p>表記のとおり漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>	1	<p>赤穂郡上郡町岩木甲54-1 千種川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>		



免許番号 内共第8号

漁場の位置 赤穂市、相生市、赤穂郡、佐用郡、穴栗市及びたつの市地先
(千種川本支流及び安室ダム並びに長野ダムにより拡張された水面の区域)

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の千種川本支流の区域と安室ダム及び長野ダムにより拡張された水面の区域

点の位置

- A 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱
- B 赤穂市加里屋新赤穂大橋左岸下流基柱

令和5年9月1日 免許

内共第8号漁場図

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日 日まで							なし
	5	やまめ漁業		3月1日から9月30日 まで							
	5	さくらます漁業		同上							
	5	あまご漁業		同上							
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日 まで							
	5	ふな漁業		同上							
	5	うなぎ漁業		同上							
	5	もくずがに漁業		同上							

海 区

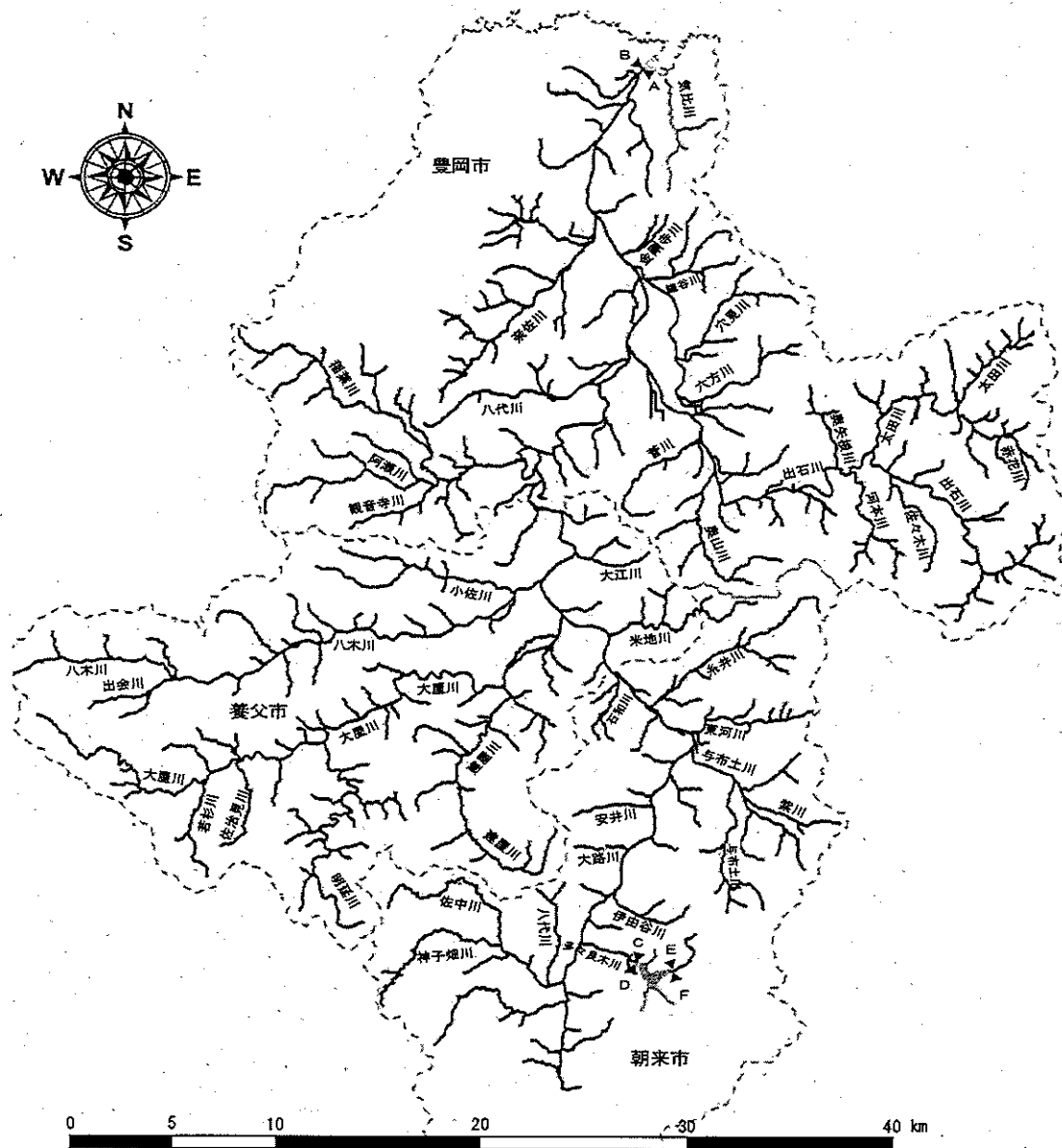
内水面

免許番号

内共第10号

摘 要

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	豊岡市出石町宮内153-3 円山川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第10号

漁場の位置 豊岡市、養父市及び朝来市地先（円山川本支流）

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の円山川本支流の区域と秦々浦入江、赤石入江及び豊岡市鹿川の区域。ただし、C及びDを結んだ線から上流E及びFを結んだ線までの区域を除く。

点の位置

- A 豊岡市気比、港大橋右岸下流基柱
- B 豊岡市小島、港大橋左岸下流基柱
- C 朝来市多々良木字和谷1201番地に設置した標柱（多々良木川右岸）
- D 朝来市多々良木字小倉736番地に設置した標柱（多々良木川左岸）
- E 朝来市多々良木字灰原157番地の11に設置した標柱（多々良木川右岸）
- F 朝来市多々良木字灰原1139番地の58に設置した標柱（多々良木川左岸）

令和5年9月1日 免許

内共第10号漁場図

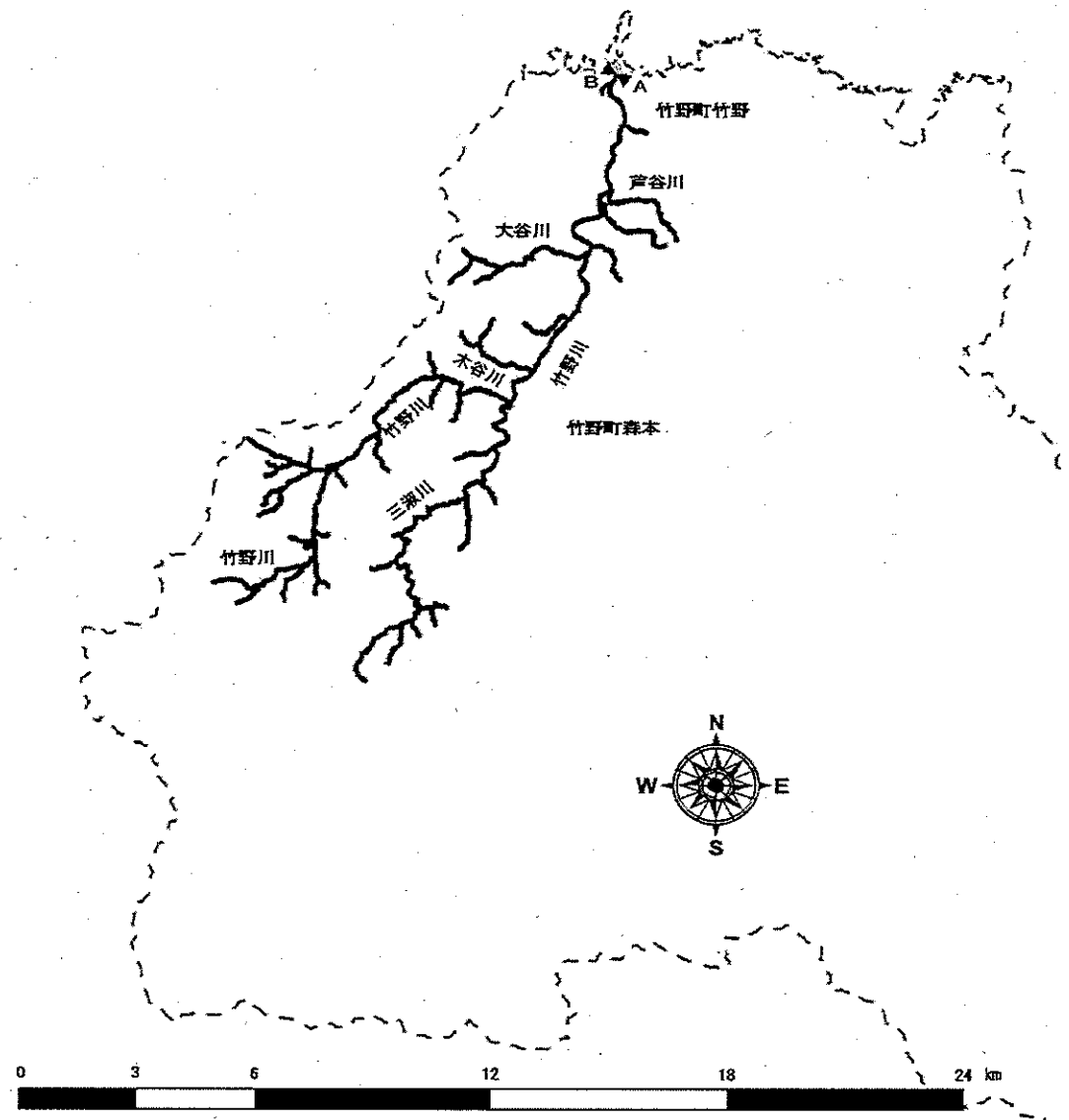
表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日 日まで							なし
	5	やまめ漁業		3月1日から9月30日 まで							
	5	あまご漁業		同上							
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日 まで							
	5	ふな漁業		同上							
	5	おいかわ漁業		同上							
	5	うぐい漁業		同上							
	5	うなぎ漁業		同上							
	5	もくずがに漁業		同上							
海 区	内水面			免許番号		内共第11号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁業権区		漁業権区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	豊岡市竹野町竹野1576 竹野川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		

免許番号 内共第11号
漁場の位置 豊岡市地先（竹野川本支流）
漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の竹野川
本支流の区域

点の位置

- A 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の
基柱
- B 豊岡市竹野町竹野599番地竹野橋上流左岸の基
柱



令和5年9月1日 免許
内共第11号漁場図

表示番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日まで							なし	
	5	やまめ漁業		3月1日から9月30日まで								
	5	さくらます漁業		同上								
	5	いわな漁業		同上								
	5	にじます漁業		1月1日から12月31日まで								
	5	こい漁業		同上								
	5	ふな漁業		同上								
	5	うなぎ漁業		同上								
	5	もくずがに漁業		同上								
海 区	内水面			免許番号		内共第12号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町村岡区入江717-3 矢田川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		

免許番号 内共第12号

漁場の位置 美方郡香美町地先

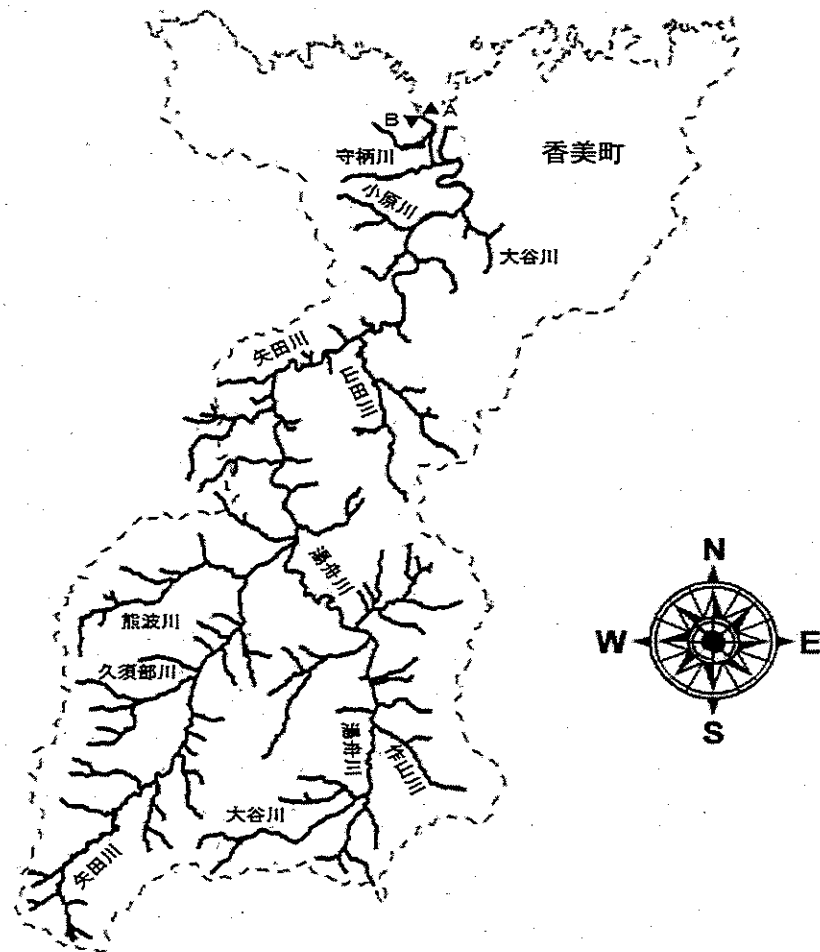
(矢田川本支流の区域及び入江ダムにより拡張された水面の区域)

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流の矢田川本支流の区域と入江ダムにより拡張された水面の区域

点の位置

A 美方郡香美町香住区七日市矢田橋右岸下流基柱

B 美方郡香美町香住区矢田矢田橋左岸下流基柱



令和5年9月1日 免許

内共第12号漁場図

0 5 10 20 30 40 km

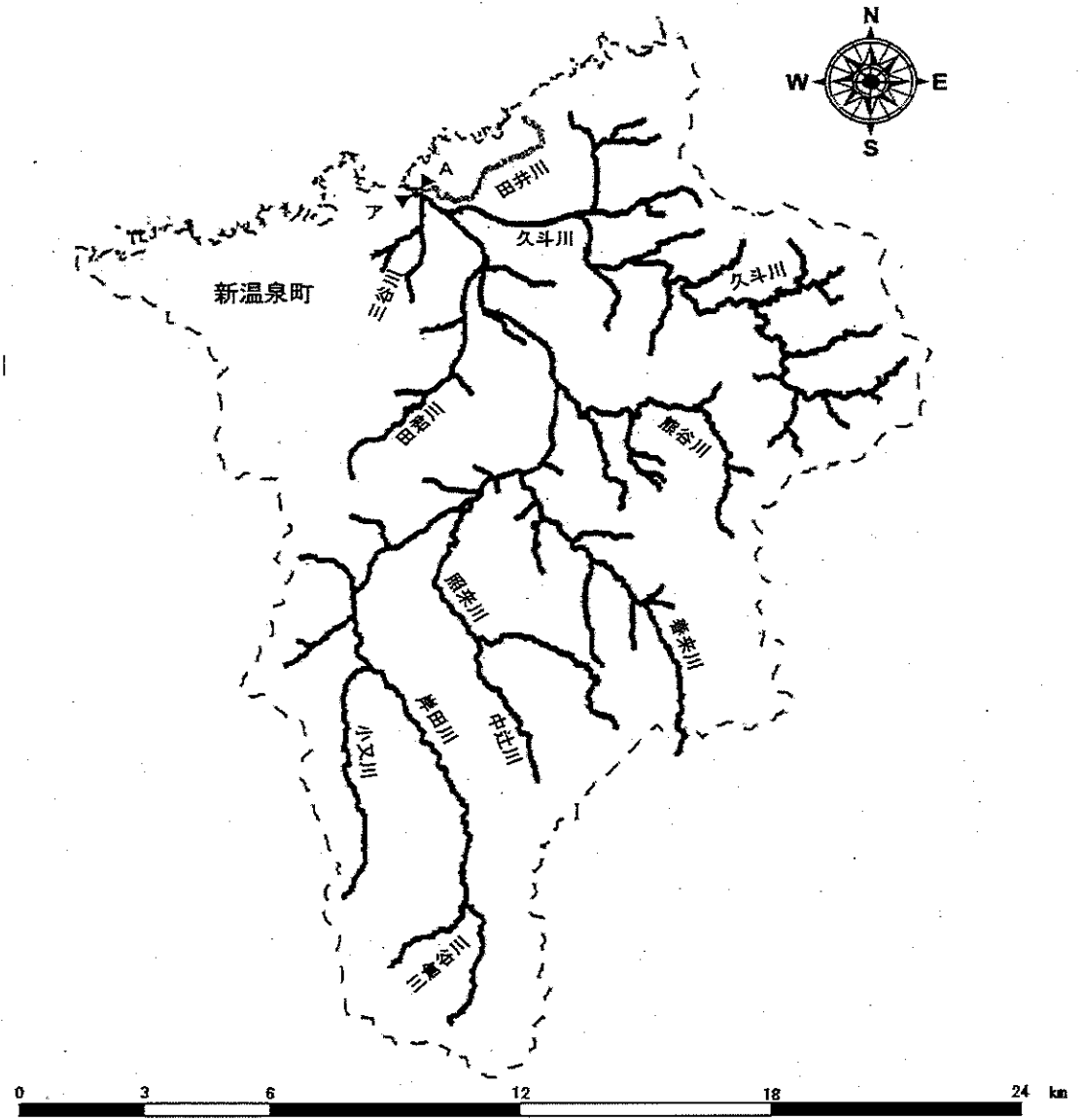
表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	5	あゆ漁業		5月26日から12月31日 日まで							なし
	5	やまめ漁業		3月1日から9月30日 日まで							
	5	さくらます漁業		同上							
	5	いwana漁業		同上							
	5	こい漁業		1月1日から12月31日 日まで							
	5	ふな漁業		同上							
	5	うぐい漁業		同上							
	5	おいかわ漁業		同上							
	5	うなぎ漁業		同上							
	5	もくずがに漁業		同上							
海 区	内水面			免許番号		内共第13号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	<p>表記のとおり漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>	1	<p>美方郡新温泉町浜坂2143-10 岸田川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>		

免許番号 内共第13号
漁場の位置 美方郡新温泉町地先（岸田川本支流）
漁場の区域 次の点A及びアを結んだ線から上流の岸田川
本支流の区域

点の位置

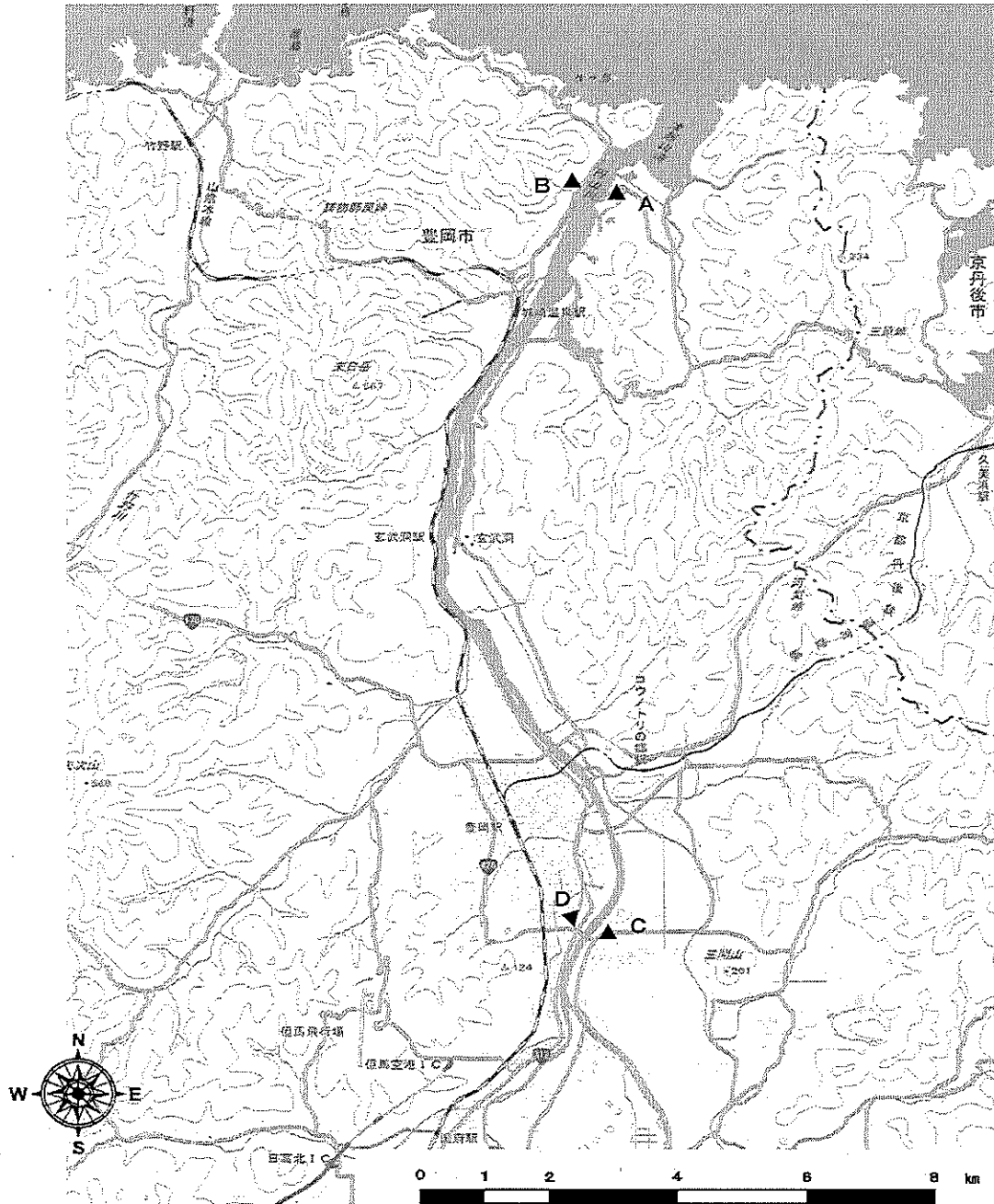
- A 美方郡新温泉町浜坂岸田川右岸堤防北端
(岸田川右岸)
- ア Aから235度40分の線と対岸との交点
(岸田川左岸)



令和5年9月1日 免許
内共第13号漁場図

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日 まで							増殖に努めなければならない。 い。
	1	しじみ漁業		同上							
海 区		内水面			免許番号		内共第14号		摘 要		

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	豊岡市出石町宮内153-3 円山川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第14号
 漁場の位置 豊岡市地先（円山川本流）
 漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流のC及びDを結んだ線までの円山川本流の区域

点の位置

- A 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱
- B 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱
- C 豊岡市今森円山大橋右岸下流基柱
- D 豊岡市九日市円山大橋左岸下流基柱

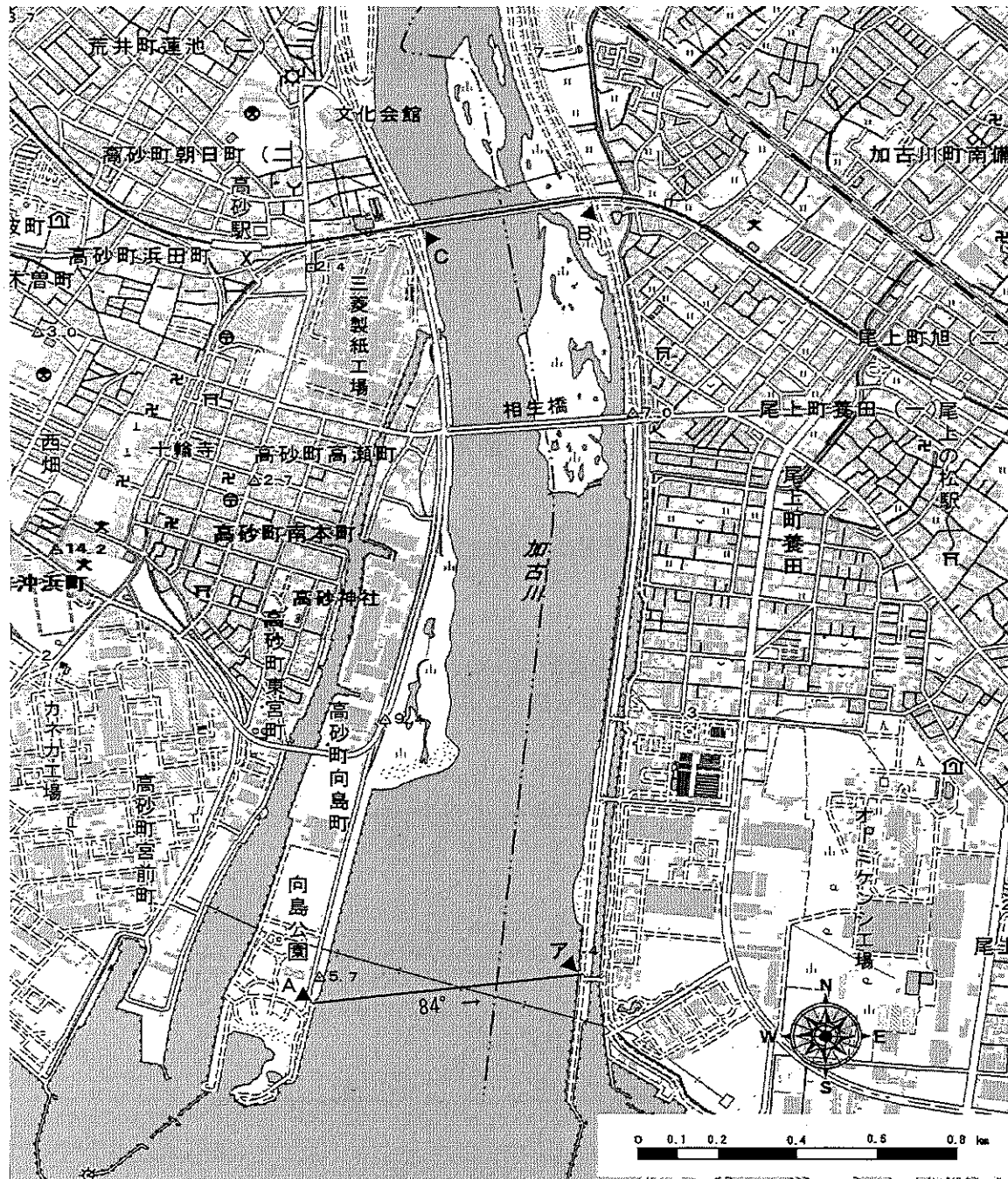
令和5年9月1日 免許

内共第14号漁場図

表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							増殖に努めなければならない。 。	

海 区	内水面	免許番号	内共第15号	摘 要
-----	-----	------	--------	-----

表示 番号	表 示	漁業権区		漁業権区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	高砂市高砂町材木町1198 高砂漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第15号
 漁場の位置 高砂市地先 (加古川本流)
 漁場の区域 次の点A及びアを結んだ線から上流のB及びCを結んだ線までの加古川本流の区域

点の位置

- A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤基部
- B 加古川市山陽電気鉄道加古川橋梁左岸下流基柱
- C 高砂市山陽電気鉄道加古川橋梁右岸下流基柱
- ア Aから84度の線と対岸との交点 (加古川本流左岸)

令和5年9月1日 免許

内共第15号漁場図

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	しじみ漁業		1月1日から12月31日 まで							増殖に努めなければならない。 い。

海 区

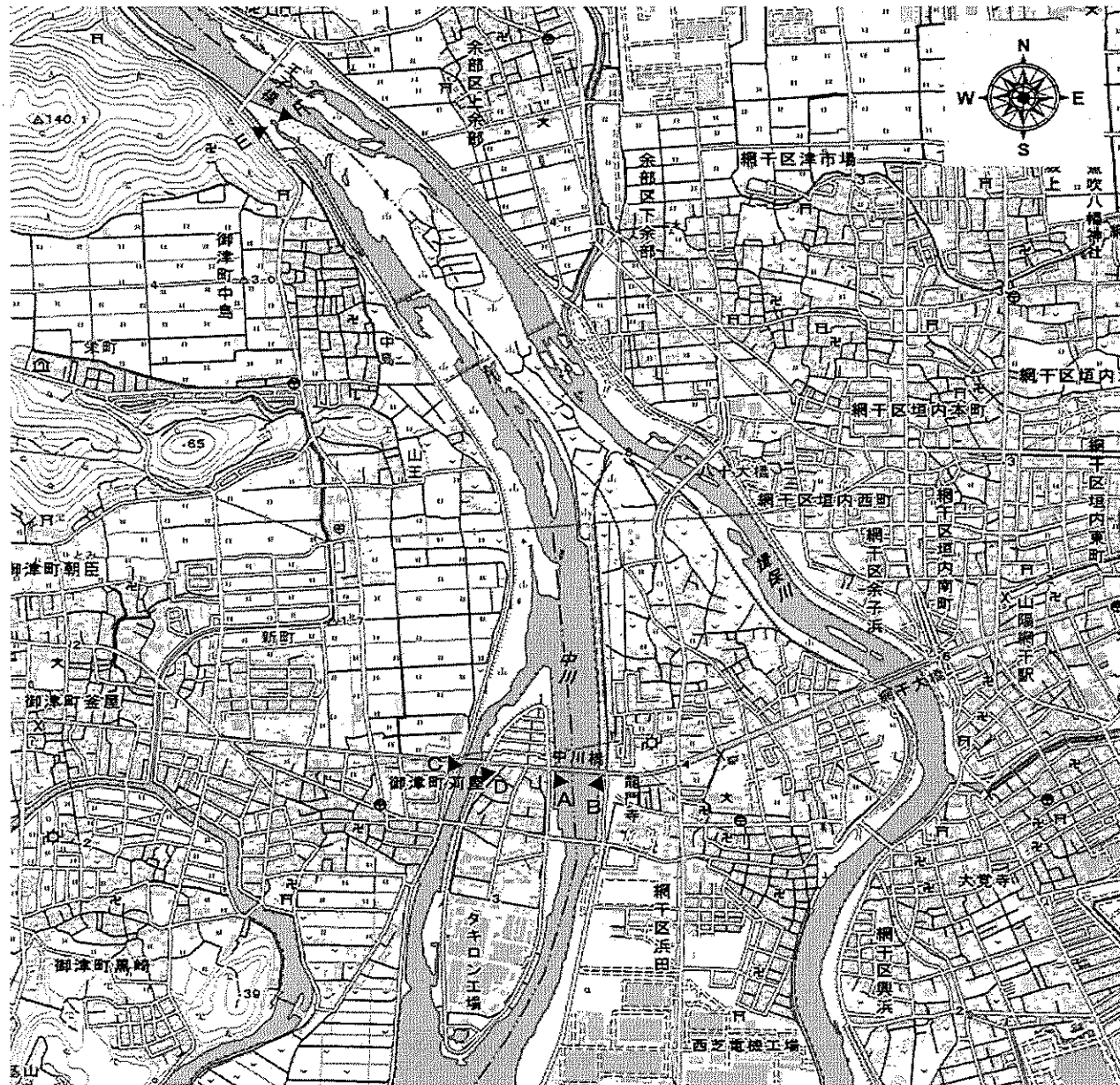
内水面

免許番号

内共第16号

摘 要

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	宍粟市山崎町五十波1013 揖保川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第16号
 漁場の位置 姫路市及びたつの市地先
 (揖保川派川中川及び元川)
 漁場の区域 次の点A及びB並びにC及びDを結んだ
 線から上流のE及びFを結んだ線までの揖
 保川派川中川及び元川の区域

点の位置

- A たつの市御津町中川橋右岸下流基柱
- B 姫路市網干区中川橋左岸下流基柱
- C たつの市御津町元川橋右岸下流基柱
- D たつの市御津町元川橋左岸下流基柱
- E たつの市御津町中島横堰右岸
- F たつの市御津町中島横堰左岸

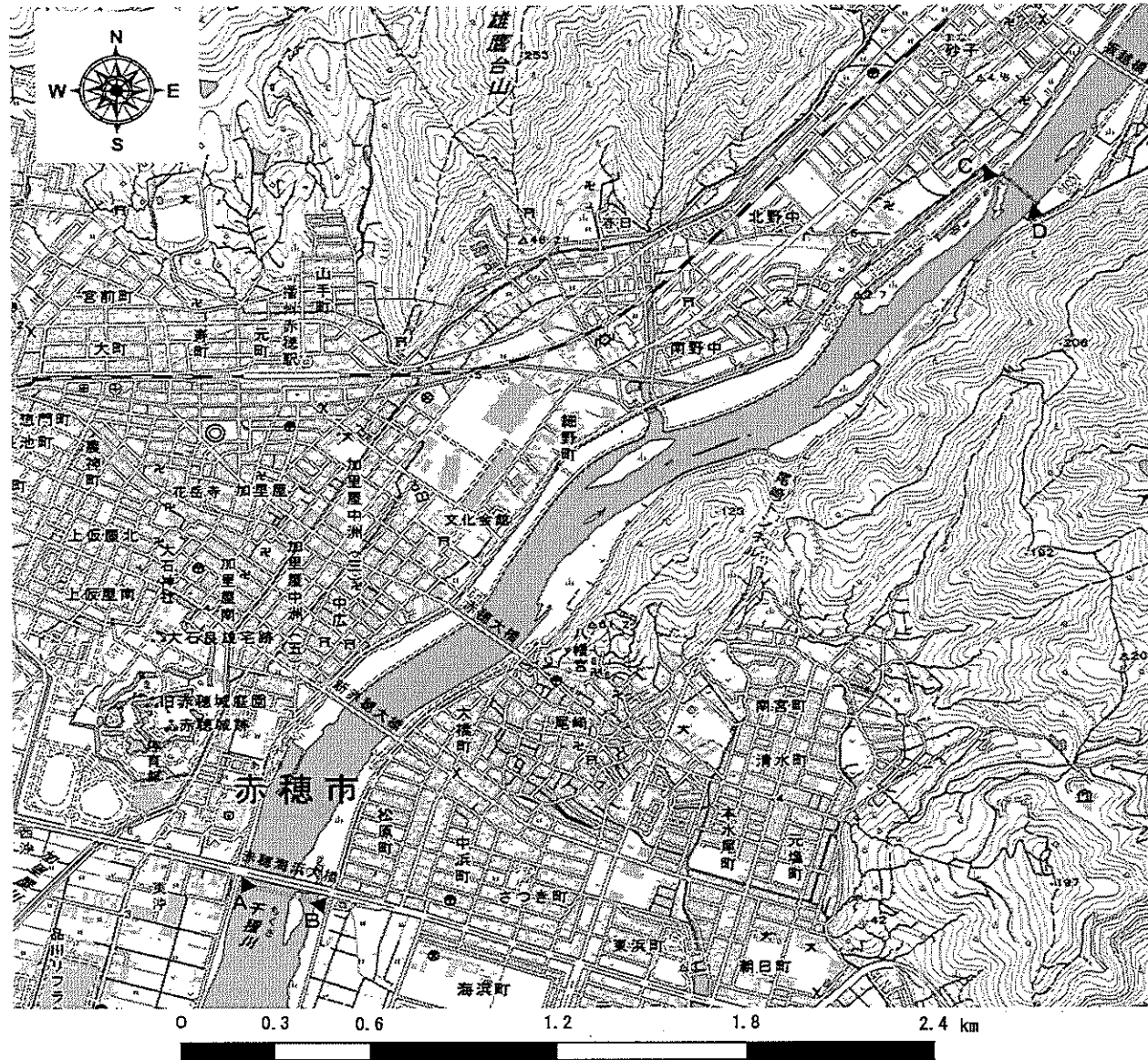
令和5年9月1日 免許

内共第16号漁場図

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	しじみ漁業		1月1日から12月31日 まで							増殖に努めなければならない。 い。

海 区	内水面	免許番号	内共第17号	摘 要
-----	-----	------	--------	-----

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	赤穂郡上郡町岩木甲54-1 千種川漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		



免許番号 内共第17号
 漁場の位置 赤穂市地先
 (千種川本流)
 漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線から上流のC
 及びDを結んだ線までの千種川本流の区域

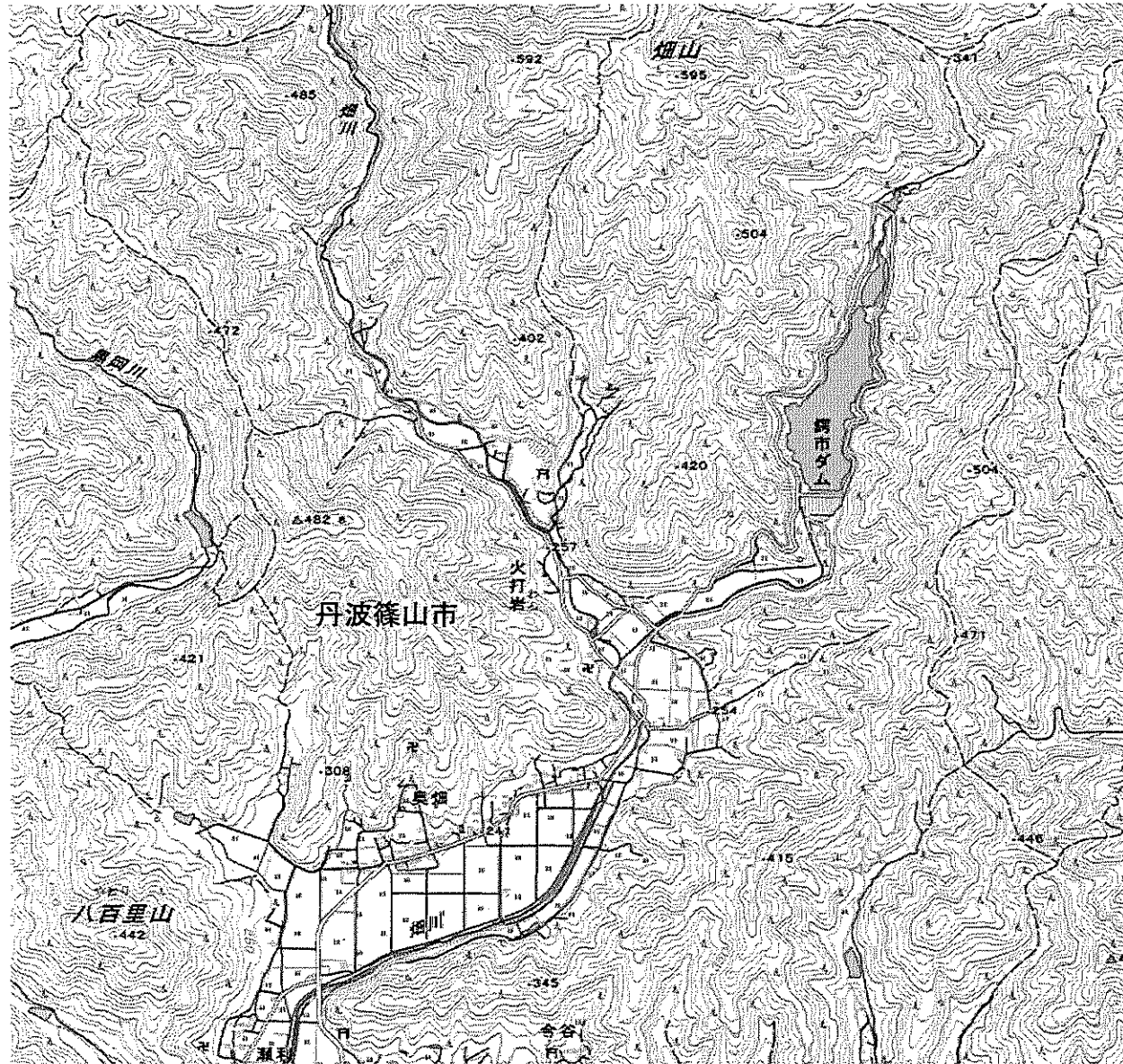
点の位置

- A 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱
- B 赤穂市加里屋新赤穂大橋左岸下流基柱
- C 赤穂市砂子潮止井堰右岸
- D 赤穂市南野中潮止井堰左岸

令和5年9月1日 免許

内共第17号漁場図

表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
1	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第2種区画漁業	ふな養殖漁業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
	制 限 又 は 条 件						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	丹波篠山市北新町41番地 篠山川沿岸土地改良区 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	内水面		免許番号	内区第1号		摘 要	

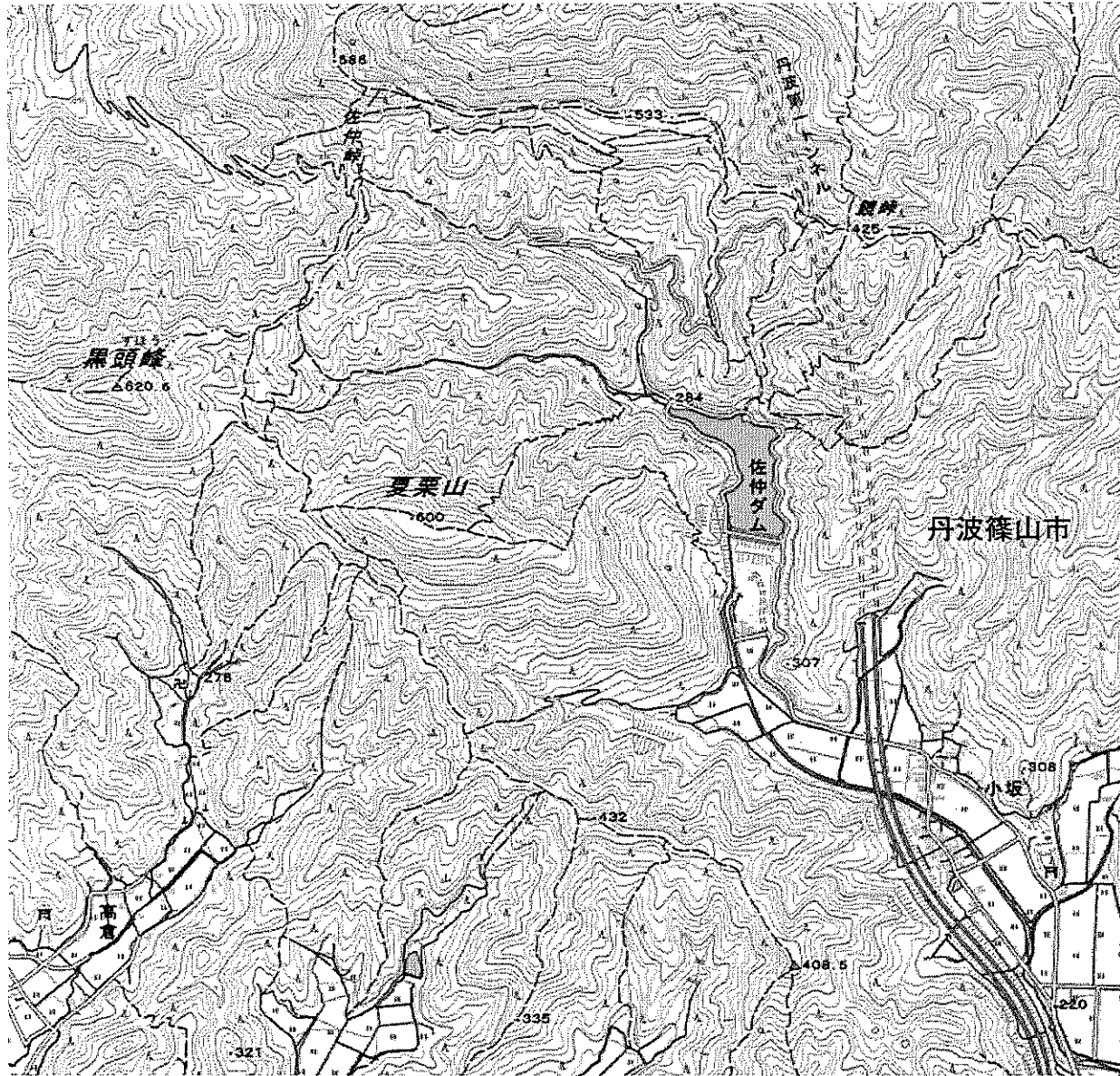


免許番号	内区第1号
漁場の位置	丹波篠山市火打岩字鑄市谷78番 ほか23筆
漁場の区域	鑄市ダム貯水池の全区域

令和5年9月1日 免許

内区第1号漁場図

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第2種区画漁業 同上	ふな養殖漁業 わかさぎ養殖漁業	1月1日から12月31日まで 同上			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	丹波篠山市北新町41番地 篠山川沿岸土地改良区 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	内水面		免許番号	内区第2号		摘 要	



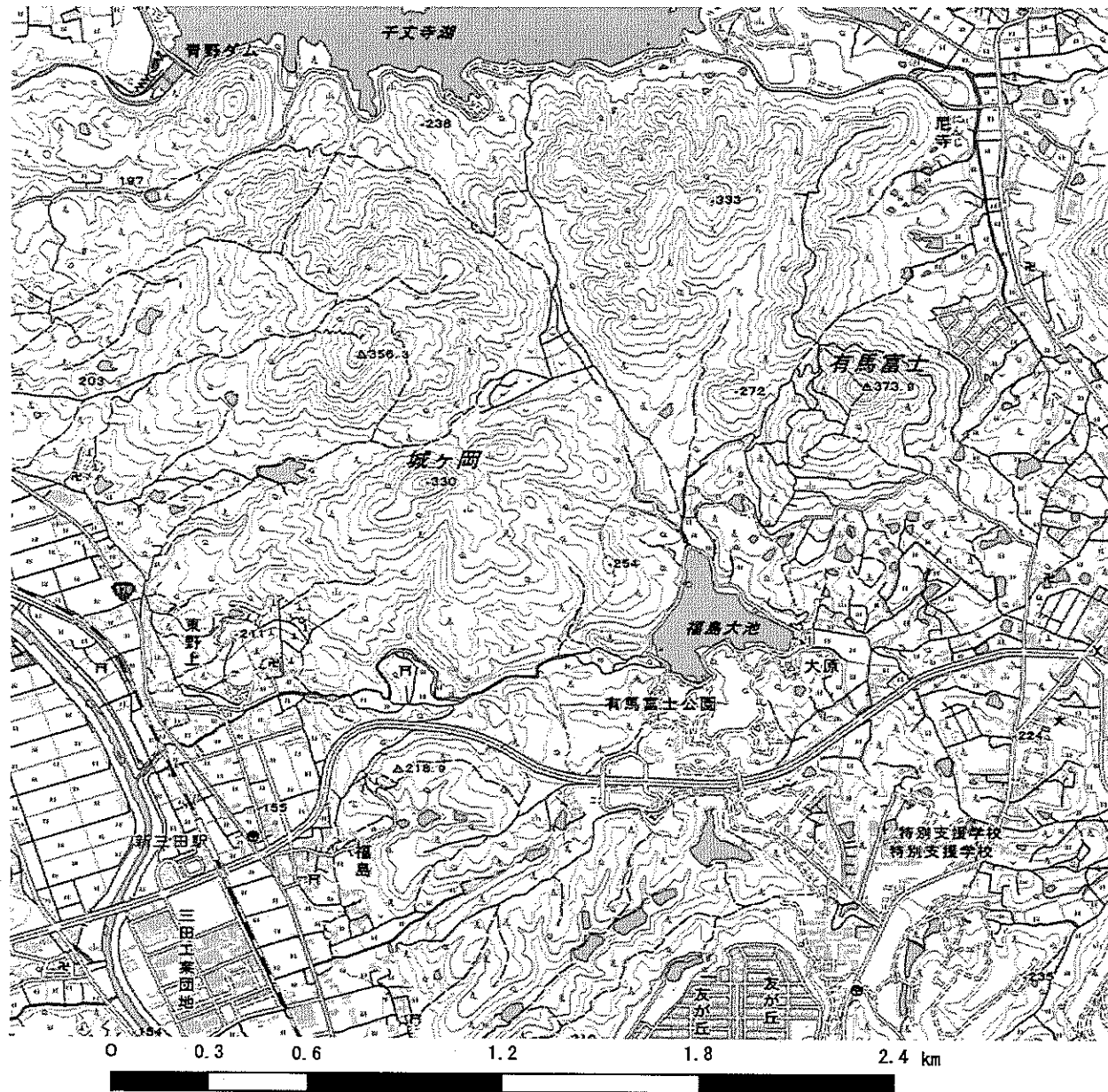
免許番号	内区第2号
漁場の位置	丹波篠山市小坂字居住ノ坪459番2 ほか3筆
漁場の区域	佐仲ダム貯水池の全区域

令和5年9月1日 免許

内区第2号漁場図

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第2種区画漁業	ふな養殖漁業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	三田市加茂398番地1Ⅱ棟201号 中野俊和他4名 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	内水面		免許番号	内区第3号		摘 要	

免許番号		内区第3号		摘要			
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備考
	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	
	1	三田市福島749番地 坂上明 三田市福島156番地 南中翔太 三田市福島429番地 前中広和 三田市福島365番地 稲岡英明					

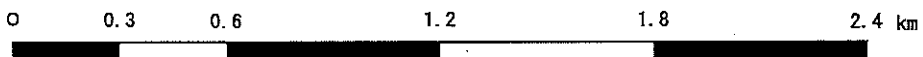
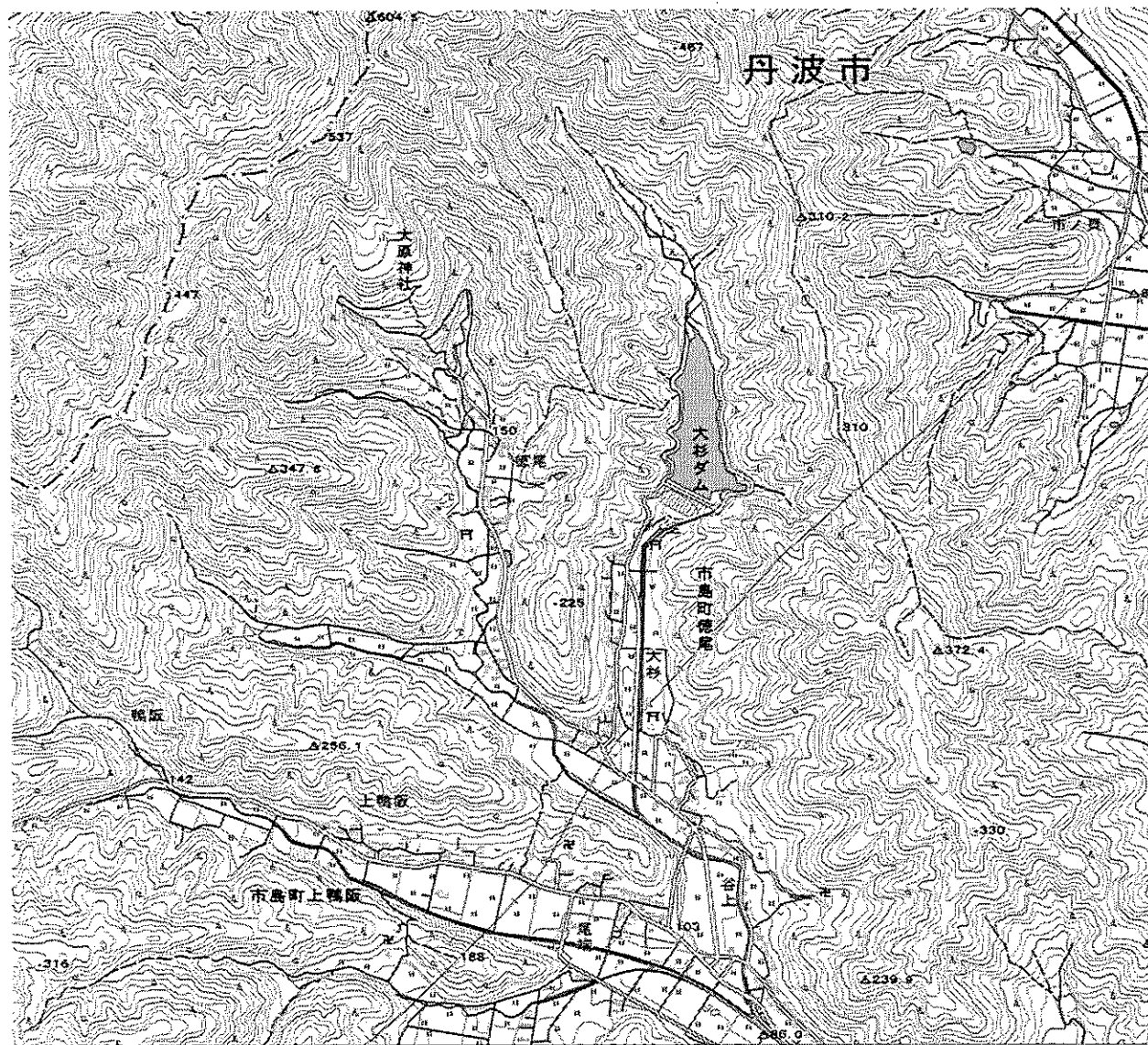


免許番号	内区第3号
漁場の位置	三田市福島字切池796番
漁場の区域	福島大池の全区域

令和5年9月1日 免許

内区第3号漁場図

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第2種区画漁業	ふな養殖漁業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	丹波市市島町上田448番地の1 一般社団法人竹田川漁業組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	内水面		免許番号	内区第4号		摘 要	



免許番号	内区第4号
漁場の位置	丹波市徳尾西大杉162番
漁場の区域	大杉ダム貯水池の全区域

令和5年9月1日 免許

内区第4号漁場図